

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会				整理番号	3
使途名	園芸作物等転換加算					
対象作物	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、子実用とうもろこし、地域特認作物（基幹作）					
単 価	25,000円/10a以内（単価の上限は50,000円/10aとする。）					
課 題	【令和4年度の評価】 ○令和4年度の交付対象面積は20.3haとなり、目標達成率25%となった。 令和2年度から、対象面積を「前年度と比較して主食用米の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限とする」要件を追加した。 ○令和4年度からはさらに要件緩和（水稻の減少面積を上限）し、定着性の高い高収益作物への転換を促すこととしたが、十分な成果が得られなかった。 【令和5年度の課題】 ○主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用及び農業所得の向上を図るためには、主食用米から園芸作物への転換を推進する必要がある。 ○令和5年度からは、交付対象者を販売農家に見直すとともに、さらに水田を新規に賃借した場合に対象となるように見直すことで、高収益作物転換に向けた機運を促すこととし、支援内容及び目標値の見直しは行わず、支援を継続する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	園芸作物の拡大面積（R4からは水稻の減少面積を上限に変更）	目標	100ha	80ha	80ha	80ha
		実績	32ha	41ha	20.3ha	—
内 容	前年度と比較して水稻の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限としたうえで、園芸作物の拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 販売農家 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 ・令和4年度と比較して水稻（主食用米、飼料用米、新市場開拓用米、加工用米、WCS用稲、米粉用米）の作付面積が減少すること。ただし、新規に水田を賃借した場合はこの限りでない。 ・園芸作物の作付面積が拡大すること。					
取組の確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 園芸作物の拡大面積 （R5対象品目の作付面積）－（R4産地交付金の対象面積）で算出する。 R5作付面積は営農計画書、出荷販売伝票等により確認する。 5. 水稻の減少面積 営農計画書等で確認する。 令和4年度の面積が過去の営農計画書や出荷販売伝票で確認できない場合、本人から申告書を提出してもらい確認する。 ※なお、4の園芸作物の拡大面積と5の水稻の減少面積を比較して、小さい方の面積分について配分する。 6. 新たに賃借した農地であることの確認 農業委員会等が発行する農地賃借を確認できる書類の写し又は特定農作業受委託契約書の写しにより確認する。					
成果等の確認方法	令和6年3月末までに支払対象面積を集計する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。